別表六(一)の記載要領第１号中「場合に」を「場合（租税特別措置法第42条の13第１項又は第３項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（震災特例法第17条の４第１項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合及び租税特別措置法第42条の13第３項の規定を所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第116条第２項（第16条の規定による改正に伴う法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）又は同法附則第136条第14項（第23条の規定による東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）の規定により読み替えて適用する同法附則第116条第２項において準用する場合を含む。）の規定により次に掲げる規定の適用を受ける場合を含む。）に」に改め、同号ロ中「、第42条の12の７第４項」を「又は第42条の12の７第４項」に改め、「又は第42条の13第１項から第４項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）」を削り、同号(2)中「若しくは第17条の３の３第１項」を「又は第17条の３の３第１項」に改め、「又は震災特例法第17条の４第１項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第42条の13第１項から第４項まで」を削り、同号(3)を次のように改める。

(3)　所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第１項、第４項、第７項若しくは第13項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同項の規定を同条第18項において準用する場合を含む。）、第42条の６第２項若しくは第３項（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の12の４第２項若しくは第３項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

別表六(一)の記載要領第１号(5)を削り、同号(4)中「(4)に」を「(5)に」に改め、「第42条の５第２項（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の６第３項（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、」及び「、第42条の12の３第３項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第42条の12の４第３項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同号(4)を同号(5)とし、同号(3)の次に次のように加える。

(4)　所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の９第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

別表六(一)の記載要領第１号(6)及び(7)を削り、同号(8)を同号(6)とし、同第二号を削る。

別表六(一)付表の表を次のように改める。